

豊橋市地球温暖化対策地域推進計画の改定について

1. 改定の必要性

【国の動き】

- 京都議定書第1 約束期間が平成24年度末をもって終了
⇒目標としていた温室効果ガスの基準年（1990年）比6%減に対し、約束期間の5か年平均で実績値8.4%減と目標を達成する見込み（平成26年7月）
- 平成25年度以降も引き続き地球温暖化対策に取り組む必要性に鑑み、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部改正（H25.5.24 公布）
- カンクン合意履行のため、国は新たな削減目標として2020 年に2005年度比3.8%減を国連気候変動枠組条約事務局に登録（H25.11.29）
- 環境省は、従来の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（H21.6 公表）」を見直し、「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き」を公表（H26.2）＊資料2-2参照
- 温室効果ガスの削減に加えて、大雨災害の深刻化、高波・高潮リスク、渇水リスクの増加など、様々な影響に対応するための適応策の検討を開始（平成27年夏頃を目途に政府全体の適応計画を策定予定）＊資料2-3参照
- 新たな削減目標3.8%は暫定目標であり、原発などエネルギー政策の検討を踏まえた上で改めて確定的な目標を出す予定としているものの、12月現在ではまだ出されていない。
- 12月1日からペルー・リマで開催された気候変動枠組み条約第20回締約国会議（COP20）にて2020年以降の温暖化対策の新たな枠組みについて協議。

【豊橋市の状況】

- 本市の温室効果ガス総排出量は、2011年度で1990年比6.7%増。一方、「ストップ・ザ・温暖化プラン」に基づく施策の実施により、2011年実績で26,751 t -CO₂ の削減を図っているが、これまでの施策による取り組みを検証し、今後の課題を洗い出しが必要。
- 部門別の排出削減目標や9つの各施策の削減目標に対して、特に、「再生可能エネルギーの有効活用」に係る削減効果の急激な高まりなど、計画策定当初と異なる状況変化があることから、計画の見直しが必要。
- 計画の見直しにあたり、市民と事業者を対象とした温暖化対策に関するアンケートを実施中。＊アンケートの内容は参考資料1を参照
 - 市民向け・・・市内居住者1,500人と市のエコファミリー制度の登録者300人の合計1,800人を対象に12月上旬にアンケートを送付。12月末回答締切りで実施。
 - 事業者向け・・・市内事業者1,000社を対象に11月末にアンケート送付。12月中旬回答締切で実施。

2. 主な検討項目

- ① 国の新目標である「2020 年に2005 年度比3.8%減」を踏まえた削減目標の見直し
- ② 温対法の改正に伴い、三ふッ化窒素が新たに温室効果ガスの種類として追加されるなど、温室効果ガス排出量の再推計の実施
- ③ 環境省が新たに策定した手引きに対応する見直し
- ④ 本市の「ストップ・ザ・温暖化プラン」のこれまでの実績に基づく成果・課題の洗い出し、施策の削減目標や新たな施策の必要性などの検討
- ⑤ 再生可能エネルギーの活用や省エネルギー対策の強化についての検討